

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 稲庭田子風力発電
事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成28年9月21日
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 稲庭田子風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県三戸郡田子町、岩手県二戸市及び八幡平市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大111,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

| | |
|-------------|-------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 平成27年 8月31日 |
| 環境大臣意見受理 | 平成27年11月13日 |
| 経済産業大臣意見発出 | 平成27年11月24日 |

<環境影響評価方法書>

| | |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 平成28年 3月31日 |
| 住民意見の概要等受理 | 平成28年 5月31日 |
| 岩手県知事意見受理 | 平成28年 8月 4日 |
| 青森県知事意見受理 | 平成28年 8月29日 |
| 経済産業大臣勧告発出 | 平成28年 9月21日 |

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀

電話：03-3501-1742（直通）

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)稲庭田子風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺においては、他の風力発電事業が計画されており、将来的に累積的な環境影響が懸念されることから、他の事業について情報収集に努め、累積的な環境影響について調査、予測及び評価を実施すること。
2. 対象事業実施区域内には、岩手県環境保全指針による保全区分がAランクに位置付けられる地区が含まれ、また、周辺には鳥獣保護区が存在する等、対象事業実施区域及びその周辺は環境保全上、重要な地域であることから、専門家等の助言を受けて、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を行い、その結果に基づき予測及び評価を実施すること。
3. 対象事業実施区域及びその周辺は、ガン類・ハクチョウ類・小鳥の夜間渡りのルートとなっている可能性があることから、これらの鳥類に係る夜間渡りの調査を実施すること。
4. 対象事業実施区域北西側の風車列が予定されている黒森付近の県境は、ブナやハリギリの大径木が点在するなど、他の場所よりも自然度が高いと推察されることから、植物の調査に当たっては、搬入道路新設の可能性のある地域を踏査ルートに追加すること。
5. 景観への影響の調査は、風力発電設備の視認性が樹木の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期に実施し、予測は、風力発電設備の周囲背景の色彩が季節によって変化することを考慮して実施すること。